

(7) 職員手当の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

支給年額：平成 22 年度実績

Table with columns: 区分, 支給の内容, 1人当たり平均支給年額. Rows include 扶養手当, 住居手当, 管理職手当, 時間外勤務手当, 地域手当, 特殊勤務手当, 期末手当, 通勤手当, 退職手当.

(8) 特別職の給料・報酬などの状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

Table with columns: 区分, 報酬などの月額, 区分, 報酬などの月額, 期末手当. Rows include 町長, 副町長, 議長, 副議長, 議員.

3 職員の勤務時間・そのほかの勤務条件の状況について

(1) 職員の勤務時間 (標準的なもの)

Table with columns: 1週間の勤務時間, 開始時間, 終了時間, 休憩時間. Values: 38時間45分, 午前8時30分, 午後5時15分, 正午~午後1時.

(2) 年次休暇の取得状況 (平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日)

Table with columns: 総付与日数(A), 総取得日数(B), 対象職員数(C), 平均取得日数(B/C), 取得率(B/A). Values: 11,966日, 3,015日, 310人, 9.7日, 25.2%.

(3) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

Table with columns: 育児休業取得者数, 部分休業取得者数, 平成 22 年度中新たに育児休業を取得した者. Rows for 男性 and 女性.

4 職員の分限および懲戒処分について (平成 22 年度)

Table with columns: 区分, 人数, 区分, 人数. Rows: 分限処分(休職) 1人, 懲戒処分 0人.

5 職員のサービスの状況について

地方公務員法に定められた町職員としての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修や階層別研修などの際に、服務制度に係る研修を実施しています。また、随時通知文などで服務規律の徹底を図っています。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況について

(1) 研修の状況 (平成 22 年度)

Table with columns: 研修区分, 研修内容, 参加人数. Rows include 市町村振興協会研修センター, 西三 4 町地区市町村職員研修協議会, etc.

(2) 勤務成績の評定の状況

幸田町職員定数条例第 1 条に規定する職員を対象に実施しています。職務や責任を遂行した実績、能力や適格性を記録し、人事管理の合理化・公務能率の増進を図ります。



7 職員の福祉および利益の保護の状況について

(1) 共済組合負担金 (平成 22 年度)

Table with columns: 金額, 1人当たりの負担金額. Values: 3億1,476万円, 983,618円.

(2) 職員互助会 (平成 22 年度)

Table with columns: 金額, 会員数. Values: 390万円, 420人.

(3) 職員の健康管理に関する事業の実施状況 (平成 22 年度)

Table with columns: 区分, 受診者数. Rows include 定期健康診断, 人間ドック, 脳ドック.

(4) 公務災害の状況 (平成 22 年度)

Table with columns: 通勤災害, 公務災害. Values: 0件, 1件.

人事行政の運営等の状況を公表します

町職員の給料や手当、勤務時間などは、地方公務員法に基づき、条例で定められています。幸田町の人事行政における公平性、透明性を高めるため、町民の皆さんに次の状況を公表します。

問合せ 総務課人事行革G（内線 323）

① 職員の任免および職員数に関する状況について

(1) 職員採用の状況（平成 22 年度）

職 種	受 験 者 数			採 用 者 数		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般事務職	55人	28人	83人	5人	1人	6人
保 育 士	2人	25人	27人	0人	2人	2人
消 防 職	10人	0人	10人	3人	0人	3人
調 理 員	1人	10人	11人	0人	5人	5人

(2) 職員の退職の状況（平成 22 年度）

区 分	退 職 理 由				計
	定年	勲褒	自己都合	その他	
人数	4人	7人	3人	1人	15人

(3) 部門別職員数の状況（各年度 4 月 1 日現在）

単位：人

区 分	部 門	職 員 数			対前年増減数		平成 23 年の主な増減理由
		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 22 年	平成 23 年	
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	3	0	0	
	総 務	46	44	46	-2	2	防災安全業務の充実および課の独立による増員
	税 務	17	18	18	1	0	
	民 生	87	87	90	0	3	保育所調理員の人員整備による増員
	衛 生	18	18	19	0	1	衛生業務の充実による増員
	農 水	15	16	15	1	-1	派遣職員解除に伴う減員
	商 工	3	3	3	0	0	
	土 木	26	26	25	0	-1	課内体制整備に伴う減員
	小 計	215	215	219	0	4	
特 別 行 政 部 門	教 育	24	25	22	1	-3	組織機構の再編および退職者の不補充による減員
	消 防	46	48	49	2	1	救急業務の増加による増員
	小 計	70	73	71	3	-2	
普通会計		285	288	290	3	2	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	10	10	10	0	0	
	下 水 道	6	6	6	0	0	
	その他	15	15	14	0	-1	業務整理による減員
	小 計	31	31	30	0	-1	
合 計		316	319	320	3	1	

※公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険、老人保健、介護保険、後期高齢者医療の部門をいいます。
※職員数は町長、副町長を除いています。

② 職員の給与の状況について

(1) 人件費の状況（平成 22 年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成 23 年 3 月末現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成 22 年度	37,030 人	129 億 87 万円	8 億 9,742 万円	27 億 8,517 万円	21.6%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（特別職を除いた一般会計職員）

区 分	職員数 (A)	給 与 費			計 (B)	1 人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
平成 23 年度 当初予算	303 人	11 億 7,886 万円	2 億 5,483 万円	4 億 5,641 万円	18 億 9,010 万円	624 万円

※職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の初任給の状況

区 分	初任給	
一般行政職	大学卒	178,800 円
	高校卒	144,500 円

(4) 平均給料月額、平均年齢の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	328,376 円	42 歳 1 カ月
技能労務職	233,931 円	48 歳 3 カ月

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	学 歴	経験年数		
		10 年～14 年	15 年～19 年	20 年～24 年
一般行政職	大学卒	284,315 円	321,440 円	371,147 円
	高校卒	-	297,400 円	343,275 円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な 職務内容	部長	課長・主幹	課長補佐	主任主査	主査	主事・技師	主事・主事補 技師・技師補	
職 員 数	8 人	26 人	29 人	27 人	40 人	27 人	15 人	172 人
構 成 比	4.6%	15.1%	16.9%	15.7%	23.3%	15.7%	8.7%	100.0%

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

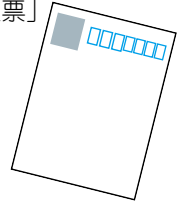
平成23年分の保険料（税）納付済額の「お知らせ」はがきの送付について

平成23年1月から12月までに納付された、国民健康保険税・介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付済額をお知らせするはがきを1月中旬に送付します。このはがきに記載された納付済額は、所得税の確定申告または町民税・県民税の申告をする場合に、社会保険料控除として平成23年分所得から控除することができます。

このはがきには、国民健康保険税・介護保険料および後期高齢者医療保険料の特別徴収分の納付済額もあわせて記載してあります。この特別徴収分は、日本年金機構などから送付される「公的年金等の源泉徴収票」の社会保険料の内訳です。重複して控除しないように注意して申告を行ってください。

詳細につきましては、はがきをご覧ください。

問合せ 国民健康保険税：住民課国保年金G（内線135）・税務課収納G（内線165）
介護保険料：福祉課介護保険G（内線154）後期高齢者医療保険料：住民課医療G（内線137）
確定申告または町民税・県民税の申告：税務課町民税G（内線161）



介護保険に関する所得税の控除について

●障害者控除・特別障害者控除

65歳以上の人で介護保険の認定を受けている人のうち、障害者控除対象者認定基準に該当する本人、またはその人を扶養する人は所得控除を受けることができます。

対象者には1月中旬に認定書を送付します。対象と思われる人で認定書が届かない人はお問い合わせください。

認定書の交付に必要なもの

- ①申請書（福祉課にあります）②印鑑 ③窓口に来られる人の本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ④委任状（同居の親族以外の方が申請する場合のみ）

認定の基準 要介護認定を受けた際の記録およびその他のほかの資料を元に判定します。

●おむつ代の医療費控除について

おおむね6カ月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつの使用が必要な人については、おむつ代が医療費控除の対象となります。確定申告では、おむつ代の領収書と医師の発行した「おむつ利用証明書」が必要です。

なお、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の場合で、要介護認定を受けており一定の要件を満たしている人については、町が発行する「要介護認定での主治医意見書の内容を確認した書類」により医師の発行した「おむつ利用証明書」に代えることができます。

●介護サービス費用の自己負担額にかかる医療費控除

介護保険を利用した施設サービス費用および在宅サービス費用の自己負担額のうち、医療費控除の対象となるものがあります。施設および居宅サービス利用料の領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されていますので、ご確認ください。

問合せ 福祉課介護保険G（内線154）

経済センサス～調査員が調査の依頼と調査票の配布にお伺いします～

経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所および企業の経済活動の実態を同一時点で網羅的に明らかにすることを目的として、総務省と経済産業省が中心となって実施する統計調査です。

平成24年2月1日の調査期日に向けて、1月中旬より調査員が町内の事業所、企業の皆さまのもとへ、調査の説明および調査票の配布と記入のお願いに伺います。ご理解、ご協力をお願いします。

（国・県の直轄調査の事業所・企業は本社に調査票が郵送されます）

【この調査は報告の義務があります】

この調査は「統計法」に基づいた基幹統計調査として実施します。この法律では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また調査を実施する関係者には調査によって知ったことをほかに漏らしてはならない義務を規定しています。なお、調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（課税の資料など）に使用することはありません。

※経済センサス-活動調査について、詳しくは「経済センサス-活動調査キャンペーンサイト」をご覧ください。<http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>

※調査の必要性、内容・方法および調査票の記入の仕方については経済センサス-活動調査コールセンターまでお問い合わせください。

☎0120-44-1034（フリーダイヤル）受付時間：午前9時～午後9時

問合せ 企画政策課情報G（内線343）



ふるさと町民の杉浦昌弘先生が瑞宝重光章を受章されました！

杉浦昌弘先生（75歳）は、タバコ植物の葉緑体にあるゲノム（全遺伝子情報）解読に成功され、平成21年の国の文化功労者の顕彰に続き、平成23年秋の叙勲にて瑞宝重光章を受章されました。

ゲノムは生物研究に不可欠なものとして世界中で活用されています。先生は現在、名古屋大学特別教授として遺伝子実験施設にて研究をされておられ、今回、町長が研究室へ受章のお祝いに伺いました。

「研究は未知との挑戦であり、結果的に一番になることを信じ継続して成し遂げることにあります。幸田町野場での少年時代の友人たちとの思い出が私を支えてくれています。幸田町の子どもたちが理科を好きになり、次世代を担う研究者になられることを希望しています」と話されました。

問合せ 企画政策課情報G（内線344）



▲杉浦昌弘先生の研究室にて

あなたを狙う悪質商法

～手口を知って自己防衛～ 悪質業者は、「お金」「健康」「孤独」などの不安をあおり親切にして信用させ、財産を狙います。

不安にさせてお金を騙し取る 不当(架空)請求

こんな手口に注意!

- 心当たりのない会社などから、通販代金、有料サイト利用料、他社から譲渡された債権などの名目で封書・ハガキ・電子メールで請求されます。
- 公的機関に似た名称、弁護士などを語る場合もあります。
- 「最終通告」「裁判後、財産差し押え」などと脅しをとれる言葉で不安をあおります。
- 「至急、連絡を!」と電話するよう誘います。

最終通告?
民事訴訟?
差し押さえ?

連絡した方が
いいかしら...



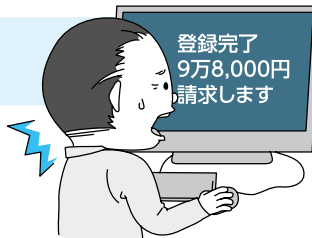
助 言

- 利用していなければ、支払う必要はありません。
- 利用したかもしれない場合でも、根拠のある明細書付きの請求書がなければ、相手にする必要はありません。
- 請求者や差出人に連絡しないでください。連絡すると個人情報相手を知らせることとなり、相手はさらに執拗な請求を繰り返してきます。
- このような請求などがあった場合には、お金を振り込む前に、お近くの消費生活相談窓口や警察署に相談してください。

インターネット ボタンを押ただけで登録? ワンクリック請求

こんな手口に注意!

- ホームページ閲覧中、無料画像などで巧みに有料ホームページに誘導され、年齢確認ボタンなどを押したとたんに、登録、料金請求の画面が出ます。



助 言

- 利用規約を必ず読み、契約意思がないなら、そのホームページを閉じましょう。
- 一方的に、登録された場合、契約は成立してないので、事業者の請求に応じる必要はありません。
- お金を振り込む前に、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

★困った時は一人で悩まず、専門の相談員にお気軽に相談してください。

●幸田町消費生活相談

毎月第1第・第3金曜日 午後1時～4時
問合せ 企画政策課政策G（内線341）

●愛知県西三河県民生活プラザ

毎週月～金曜日 午前9時～午後4時30分
電話相談可 ☎ 27 - 0999

●愛知県中央県民生活プラザ

毎週土・日曜日 午前9時～午後4時
電話相談可 ☎ 052 - 962 - 0999